AOSignサービス運用規程　新旧対照表

20240701改訂　Ver.10.20	20260316改訂　Ver.10.30
3.1.7 発行申込権者および発行申込時に必要な書類 (略) (6) 企業等に関する情報を確認するための書類 利用者の所属する企業等および代表者を確認するための書類である。以下の場合において、各書類のうちいずれか一つを提出する。 ただし、この取扱は電子署名法の認定対象外である。 ①法人の場合 ・商業登記をしている場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)(当社受付時点で発行日から3ヶ月以内) ・商業登記のない法人の場合は、当該法人の存在を証明する公的書類 地方自治法等の特別法に基づく法人については、次の書類とする。 1)当該法人を設置する法令 例えば、地方自治法第4条の「地方公共団体の位置を定める条例」の制定がある場合は、当該条例の写し。当該条例の制定がない場合は、「部制条例」等の組織を定める規程等の写し。 2)当該団体の代表者氏名が公示されている当該法人発行文書の写し(公報等) ②個人企業の場合 ア)商業登記をしている場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)(当社受付時点で発行日から3ヶ月以内) イ)商業登記をしていない場合は、商号・名称、住所および公的機関またはこれに準ずる機関の印影が確認できる書類(直近年のもの)とする。 例)経営事項審査の結果通知書の写し(国土交通省または都道府県が発行したもの) 例)税務申告書の写し 　ただし、電子申告の場合は、『「受信通知」および「申告データ出力分」』を収受日付印のある税務申告書の写しとみなす。 例)国や地方公共団体等との公共工事請負契約書、業務委託契約書の写し	3.1.7 発行申込権者および発行申込時に必要な書類 (略) (6) 企業等に関する情報を確認するための書類 利用者の所属する企業等および代表者を確認するための書類である。以下の場合において、各書類のうちいずれか一つを提出する。 ただし、この取扱は電子署名法の認定対象外である。 ①法人の場合 ・商業登記をしている場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)(当社受付時点で発行日から3ヶ月以内) ・商業登記のない法人の場合は、当該法人の存在を証明する公的書類 地方自治法等の特別法に基づく法人については、次の書類とする。 1)当該法人を設置する法令 例えば、地方自治法第4条の「地方公共団体の位置を定める条例」の制定がある場合は、当該条例の写し。当該条例の制定がない場合は、「部制条例」等の組織を定める規程等の写し。 2)当該団体の代表者氏名が公示されている当該法人発行文書の写し(公報等) ②個人企業の場合 ア)商業登記をしている場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)(当社受付時点で発行日から3ヶ月以内) イ)商業登記をしていない場合は、商号・名称、住所および公的機関またはこれに準ずる機関の印影が確認できる書類(直近年のもの)とする。ただし、印影が確認できない場合は、書類の真正性について確認を実施する。 例)経営事項審査の結果通知書の写し(国土交通省または都道府県が発行したもの) 例)税務申告書の写し 　ただし、電子申告の場合は、『「受信通知」および「申告データ出力分」』を収受日付印のある税務申告書の写しとみなす。 例)国や地方公共団体等との公共工事請負契約書、業務委託契約書の写し

20240701改訂　Ver.10.20	20260316改訂　Ver.10.30
(7) 受取代理人または受取代人を確認するための書類 ICカードの受取りを受取代理人とする場合、利用者は以下の書類を提出する。 ①利用者から受取代理人へICカードの受取りを委任する旨の書類 提出を求めるAOSignICカード受取代理人届出書には、利用者が受取代理人に対しICカードの受取りを委任する旨が記載されている。 当該届出書の利用者氏名および実印は、発行申込書の利用者氏名および実印と合致するものであることを要する。 なお、利用者が外国人であって、個人の実印を所有していない場合は、当該届出書の押印欄に自署されていることを要する。 ②受取代理人の印鑑登録証明書 ICカードの受取りを受取代人とする場合、利用者は、利用者氏名、利用者住所、利用者押印(実印)、受取代人氏名、受取代人住所、ICカードの受取について委任する旨の記載があることの要件を満たす委任状(様式不問)を提出する。	(7) 受取代理人または受取代人を確認するための書類 ICカードの受取りを受取代理人とする場合、利用者は以下の書類を提出する。 ①利用者から受取代理人へICカードの受取りを委任する旨の書類 提出を求めるAOSignICカード受取代理人届出書には、利用者が受取代理人に対しICカードの受取りを委任する旨が記載されている。 当該届出書の利用者氏名および実印は、発行申込書の利用者氏名および実印と合致するものであることを要する。 なお、利用者が外国人であって、個人の実印を所有していない場合は、当該届出書の押印欄に自署されていることを要する。 ②受取代理人の印鑑登録証明書 ICカードの受取りを受取代人とする場合、利用者は、利用者氏名、利用者住所、利用者押印(実印)、受取代人氏名、受取代人住所、ICカードの受取について委任する旨の記載があることの要件を満たす委任状(様式不問)を提出する。